

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第133号

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則

京都市昼間里親規則の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中「同一世帯に昼間里親に保育される児童が2人以

上ある場合における」を削り、

D ₁	1円以上 8,000円未満	D ₁	1円以上 9,000円未満
D ₂	8,000円以上 24,000円未満	D ₂	9,000円以上 27,000円未満
D ₃	24,000円以上 72,000円未満	D ₃	27,000円以上 81,000円未満
D ₄	72,000円以上 120,000円未満	D ₄	81,000円以上 135,000円未満
D ₅	120,000円以上 168,000円未満	D ₅	135,000円以上 189,000円未満
D ₆	168,000円以上 240,000円未満	D ₆	189,000円以上 270,000円未満
D ₇	240,000円以上 560,000円未満	D ₇	270,000円以上 630,000円未満
D ₈	560,000円以上	D ₈	630,000円以上

を

に改め、同表備考5(4)中「又は(3)」を「から(6)まで」に改め、同備考5(4)

を同備考5(7)とし、同備考5(3)の次に次のように加える。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

(5) 国民年金法の規定による障害基礎年金その他障害を支給事由とする年金の支給を受けている者の属する世帯

(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯

別表備考中5を8とし，4を7とし，3を6とし，同備考2中「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を「旧経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」に，「並びに第41条の2」を「，第41条の2並びに第41条の19の2第1項」に改め，同備考2を同備考5とし，同備考5の前に次のように加える。

4 同一世帯に幼稚園又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第6条第2項に規定する認定こども園をいう。）に入園している児童（3歳以上の児童に限る。）がある場合における徴収額は，次に掲げる当該児童の数の区分に応じ，それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 1人 次に掲げる昼間里親に保育される児童の数の区分に応じ，それぞれ次に掲げる額

ア 1人 2人目の児童についての加算額に相当する額

イ 2人以上 アに掲げる額に，昼間里親に保育される児童で2

人目以後のもの1人につき，この表に掲げる基準額の10分の

1に相当する額を加算した額

(2) 2人以上 昼間里親に保育される児童1人につき、この表に掲げる基準額の10分の1に相当する額

別表備考1中「切り捨てた額」の右に「。以下同じ。」を加え、同備考1を同備考3とし、同備考3の前に次のように加える。

1 「2人目の児童についての加算額」とは、同一世帯に昼間里親に保育される児童が2人以上ある場合における2人目の児童についての加算額をいう。

2 同一世帯に昼間里親に保育される児童が2人以上ある場合においては、そのうちの年長者の年齢に応じて基準額を算定し、年長の順序に従って加算額を算定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市昼間里親規則の規定は、平成19年4月分の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部保育課)